

令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第1回 鹿児島県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和4年9月26日（月）10時05分～10時50分
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員（3名） 川口俊一 志賀玲子 松枝千鶴（敬称略）
	労働者代表委員（3名） 加治屋忍 白石裕治 吉海江俊也（敬称略）
	使用者代表委員（3名） 小原秀治 中村博之 森山麗子（敬称略）
	事務局（3名） 中村労働基準部長 勝田賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 部会長及び部会長代理の選出について
	2 最低賃金を決定する場合の確認事項について
	3 「産業別最低賃金から除外する手当」と「適用除外となる労働者」の取扱いについて
	4 実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無について
	5 審議に当たっての労使各側の基本的考え方について
	6 今後の審議日程について
	7 その他
配付資料	1 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会委員名簿
	2 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する申出書（写）
	3 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）
	4 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）（写）
	5 令和4年度運営小委員会における労使の主な主張
	6 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写）
	7 最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
	8 令和3年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）
	9 令和4年度自動車（新車）小売業最低賃金基礎調査結果 ① 労働者数復元 ② 事業所数復元
	10 鹿児島県の産業別最低賃金の改定状況の推移
	11 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
	12 鹿児島県の最低賃金
	13 令和4年度地域別最低賃金の審議・決定状況
	14 鹿児島県金融経済概況（日本銀行鹿児島支店）
	15 県内景況（㈱鹿児島銀行 ㈱九州経済研究所）

○ 勝田賃金室長

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日は、令和4年度第1回目の鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、慣例により私が司会を務めさせていただきます。

まず、開催に先立ちまして、本日出席の委員の皆様をご紹介します。

お手元の資料 1 に委員名簿がございますので、ご覧下さい。この名簿順に従いましてご紹介いたします。

それでは、公益委員からご紹介いたします。

川口委員でございます。

○ 川口委員

川口です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

志賀委員でございます。

○ 志賀委員

志賀です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

松枝委員でございます。

○ 松枝委員

松枝です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

続きまして、労働者代表委員をご紹介します。

加治屋委員でございます。

○ 加治屋委員

加治屋です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

白石委員でございます。

○ 白石委員

白石です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

吉海江委員でございます。

○ 吉海江委員

吉海江です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

次に、使用者代表委員をご紹介します。
小原委員でございます。

- 小原委員
小原です。よろしくお願いいたします。
- 勝田賃金室長
中村委員でございます。
- 中村委員
中村です。よろしくお願いいたします。
- 勝田賃金室長
少し遅れていますが、森山委員でございます。
- 勝田賃金室長
最後に事務局でございます。労働局側の職員を紹介させていただきます。
労働基準部長の中村でございます。
- 中村労働基準部長
労働基準部長の中村です。よろしくお願いいたします。
- 勝田賃金室長
賃金室長補佐の松下でございます。
- 松下賃金室長補佐
松下です。よろしくお願いいたします。
- 勝田賃金室長
そして私、賃金室長の勝田でございます。よろしくお願いいたします。
それでは、1回目の専門部会でございますので、中村労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。
- 中村労働基準部長
本日は、大変お忙しい中、お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。
令和4年度第1回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
皆様方には、日頃から労働行政に対し、多大なご支援とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。
また、皆様方には、非常にお忙しい中、本年度の専門部会委員にご就任くださり、重ねて御

礼申し上げます。事務局としましても、今後の本専門部会の運営が円滑に行われるよう努めてまいりますので、審議へのご出席にご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年度の鹿児島県最低賃金につきましては、ご承知のとおり、8月10日に審議会会長より答申をいただきまして、時間額で32円アップの853円となり、10月6日から発効されることとなっております。

また、産業別最低賃金につきましては、去る8月16日に運営小委員会、8月26日に第4回鹿児島地方最低賃金審議会が開催されまして、ご審議をいただきましたところ、改正の必要性ありとの答申をいただき、労働局長の改正諮問を受けて、本日から専門部会を開催させていただくことになったところでございます。

産業別最低賃金につきましては、ご承知のとおり、労使双方がイニシアティブを発揮され、関係労使の合意の下、労働条件の向上や公正競争の観点から設定されるものでございます。

これまでこの産業別最低賃金の審議におきましては、全会一致で議決をいただいておりますので、これまでの慣行等を尊重していただきながら、今後の審議を進めていただければ幸いに存じます。

委員の皆様方には、これから限られた期間の中で、大変なご苦勞をおかけするかと思いますが、本年度の審議が実りあるものとなりますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○ 勝田賃金室長

それでは、これから先は座って説明させていただきます。会議に先立ち、委員の皆様にお願いがございます。専門部会では、議事録を作成し、その議事録には発言者の氏名を記載することになっております。正確な議事録を作るために、大変ご面倒ですが、マイクを握り、進行役である部会長を除き、発言される際は、予めお名前を名乗っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

最初に、本日の議題1番目となります部会長と部会長代理を選出していただきたいと思いますが、最低賃金法第25条第4項により準用する同法第24条第2項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙するとなっております。

これまでの慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法で決定しておりますが、今年度もこの方法で決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田賃金室長

ありがとうございます。それでは、お決まりでしたら公益委員の方から発表していただきたいと思っております。

○ 川口委員

部会長と部会長代理の選出ということで、公益委員の協議事項となっておりますので、報告

させていただきます。

部会長に松枝委員、部会長代理に志賀委員を候補者として推薦いたします。

以上です。

○ 勝田賃金室長

ただ今、公益委員の川口委員から、部会長に松枝委員、部会長代理に志賀委員を推薦する旨のご報告いただきました。

そこで、皆様にお諮りいたします。ただ今の推薦のとおり、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田賃金室長

ありがとうございます。それでは、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会の部会長に松枝委員、部会長代理に志賀委員に決定させていただきます。

それでは、松枝部会長にご挨拶をいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

○ 松枝部会長

皆様、おはようございます。部会長を拝命しました松枝でございます。

先程、労働基準部長からご紹介がございましたとおり、県の最低賃金は、コロナ禍からの景気回復、また、物価上昇等を総合的に勘案して、32円上昇し、853円で結審しております。一方で、自動車業界に目を転じますと、世界的な半導体不足や部品の供給停滞等による新車の納期遅れ、また、ガソリン高、物価高による若者を中心とした車離れ、また、ケースゼロエミッションビークル等の対応等、自動車業界は激動の時代にあるものと理解しております。この状態を脱するには、正に労使それぞれの知恵を振り絞るところからと考えております。それぞれの立場や意見の違いはあるかと存じておりますが、限られた時間の中で、労使代表の皆様方のイニシアティブのもと、真摯な議論を尽くしていただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より、令和4年度の第1回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

先ず、本専門部会の成立について、事務局よりご報告願います。

○ 勝田賃金室長

本日の専門部会の成立についてご報告いたします。最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に関する規定である第5条を準用するとされております。この第5条第2項では、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日、今現在で、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名の委員にご出席いただいております。定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。それでは、会が成立しておりますので、審議を開始したいと思いますが、その前に、事務局から本日の資料を説明していただけますでしょうか。

○ 松下賃金室長補佐

本日の資料につきまして、説明いたします。

資料番号 1 は、令和 4 年度の当専門部会の委員名簿でございます。

資料番号 2 は、最低賃金法第 15 条第 1 項に基づき、労働者側から提出された申出書の写しで、自動車（新車）小売業最低賃金の改定を求めるものでございます。

平成 20 年 7 月に施行された改正最低賃金法により、産業別最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定されるものと整理され、関係労使の申出を受けた行政機関が、最低賃金審議会の意見を聴いて決定できるとされたところでございます。この申出書がその申出に該当いたします。

資料番号 3 は、この申出を受けて、第 2 回本審において、改正の必要性の有無を諮問した諮問文の写しです。

資料番号 4 は、必要性の有無を審議した運営小委員会における報告書の写しです。

資料番号 5 は、運営小委員会における労使の主な主張を、事務局で取りまとめたものでございます。

資料番号 6 は、運営小委員会からの報告を受けて、第 4 回本審で審議した必要性の有無に関する答申文の写しでございます。

なお、改正決定することを必要と認めるという結論は、運営小委員会において全会一致となった結論であることを念のために申し添えます。

資料番号 7 は、資料番号 6 の答申を受けて、最低賃金の改正決定について諮問を行った諮問文の写しでございます。

資料番号 8 は、令和 3 年度の自動車（新車）小売業最低賃金のランク別決定状況でございます。

資料番号 9 ① は、本年度実施しました最低賃金に係る基礎調査結果の総括表を基に計算しました現行最低賃金の未満率、最低賃金引上げ額・率と影響率の関係をとりまとめたものでございます。関係表の後ろに、総括表を添付しておりますが、この総括表は労働者数復元によるものです。

資料番号 9 ② は、資料 No. 9 ① と同じ見方になりますが、総括表は、事業所数復元によるものです。

資料番号 10 は、平成 2 年度から令和 3 年度までの自動車（新車）小売業最低賃金の改定状況の推移をとりまとめたものでございます。上の表が自動車（新車）小売業最低賃金の未満率及び影響率を記載したものです。下の表が自動車（新車）小売業最低賃金及び地域別最低賃金の、引上げ額とその引上げ率を記載したものでございます。

資料番号 11 は、令和 4 年度の答申日ごとの発効予定日一覧表でございます。あくまでも最短の予定を示したものです。

ちなみに、年内の発効を目指すとするれば、答申日の期限は 11 月 1 日火曜日となります。

資料番号 12 は、現行の鹿児島県の最低賃金の一覧表でございます。皆様ご承知のとおり、本年 10 月 6 日から地域別最賃が 853 円に改定されております。なお、自動車（新車）小売業最低賃金は、現行では 872 円でございます。

資料番号 13 は、本年度、全国の地域別最低賃金の決定状況でございます。

資料番号 14 は、日本銀行鹿児島支店が 9 月 7 日に発表した鹿児島県金融経済概況です。概要において、鹿児島県の景気は、緩やかに持ち直しているとされております。

また、各論 1 の個人消費の中で、軽自動車を含む乗用車新車登録台数は、前年を下回って推移しているとされています。

資料番号 15 は、鹿児島銀行、九州経済研究所が 8 月 31 日に発表した県内景況です。冒頭で、最近の県内景況は、観光関連がやや持ち直し、生産活動が一部で持ち直し、消費関連で持ち直しの動きがみられ、雇用情勢が横ばいとなっている。一方、畜産関連は弱含み、投資関連はやや弱含んでいる。全体として回復に向けた動きがみられるものの、足元ではコロナ第 7 波で感染者数が高止まりするとともに、海外情勢や急激な円安などの影響で先行き不透明感は強いとされています。

また、2 ページ目の消費関連では、7 月の乗用車新車登録台数は、半導体不足や部品供給減少などの影響により、11 か月連続で前年を下回った。車種別にみると、普通車は 5.9% 減、小型車が 7.4% 減となった。7 月の軽自動車届出台数は 14 か月連続で前年を下回ったとされています。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 松枝部会長

続きまして、議題 2 の最低賃金を決定する場合の確認事項について、事務局から説明をお願いします。

○ 松下賃金室長補佐

それでは、確認事項につきまして、ご説明いたします。

従来から、産業別最低賃金における金額審議は、全会一致で決定しております。これにつきましては、平成 14 年の中央最低賃金審議会の全員協議会報告の中で、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議は、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされました。

これを受けまして、平成 14 年度の鹿児島地方最低賃金審議会の第 8 回本審におきましても、同様な事項が合意され、平成 26 年度の電気関係専門部会以外はこれまで全会一致で議決してきました。

産業別最低賃金につきましては、労使各側のコンセンサスの下に設定されるべきものであるという考え方に基いておりますので、本年度も全会一致という決定に至るようにご努力いただきますことをご確認いただきたいと思います。

また、産業別最低賃金につきましては、従来から最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とするとの取り扱いを行ってまいりました。

このことについては、去る8月26日に開催しました第4回本審で、本年度も同様の取り扱いを旨決定されておりますので、これにつきましてもご確認をお願いいたします。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 松枝部会長

それでは、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力すること。最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とすることの2点についてご確認いただけたものといたします。

それでは続きまして、議題3の産業別最低賃金から除外する手当と適用除外となる労働者の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○ 松下賃金室長補佐

それでは説明させていただきます。

資料12としてお手元にご覧いただけます鹿児島県の最低賃金のリーフレットをご覧ください。リーフレットの下方の枠で囲った、最低賃金には、次の賃金は算入されませんをご覧ください。①から③の賃金は、最低賃金法及び最低賃金法施行規則で定められております賃金で、最低賃金に算入しない賃金です。

その他に、産業別最低賃金から除外する手当を地方の審議会で定めることが可能となっておりますが、従来、最低賃金の対象となる賃金から④として、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3つの手当を除外しております。

次に、適用除外となる労働者につきましても、同じリーフレットの適用範囲の欄に記載してありますとおり、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの、③清掃又は片付けの業務に主として従事する者の3項目が設定されております。

以上で説明を終わります。

○ 松枝部会長

ただ今、産別最賃から除外する手当と適用除外となる労働者のこれまでの取扱いについて、事務局よりご説明がございましたが、その取扱いにつきましては、本年度も従来と同様でよろしいのではないかと考えておりますが、如何でしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝部会長

ありがとうございます。それでは、産業別最低賃金から除外する手当と適用除外となる労働者の取扱いについては、資料 12 のとおり従来どおりとして取り扱うことといたします。

続きまして、議題 4、実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無についてでございます。

これにつきましては、関係する産業の方々が労使双方とも委員になっておられますので、例年どおり、今後、必要に応じて対応ということによろしいのではと考えておりますが、その点につきまして、如何でしょうか。

(異議なし)

○ 松枝部会長

それでは、実地視察と参考人の意見聴取につきましては、例年どおり必要に応じて対応することとさせていただきます。

○ 松枝部会長

それでは、議題 5 の審議に当たっての労使各側の基本的考えについてでございます。

労使の運営小委員会での主張につきましては、お手元の資料 5 にありますとおり、8 月 26 日開催の第 4 回本審で、令和 4 年度運営小委員会における労使の主な主張として報告されたところでございますが、これと併せまして、各側から、本年度の最低賃金改正審議を行うに当たっての基本的考え方について、述べていただければと考えておりますが、よろしいございますか。

それでは、先ず労側からお願いいたします。

○ 白石委員

毎年同じようなことですが、基本的な自動車の考え方として、述べさせていただきたいと思っております。

1 つ目は、日本国憲法の 3 大原則ということで、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重ということと、第 25 条には、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がありますということ。最低賃金法第 1 条は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することが目的となっております。特定最賃の意義や必要性は、地賃との優位性確保が課題となる中であっても、何ら変わることはありません。公正競争が担保される環境の必要性の高まりや産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う産業間の人材獲得競争の激化などに鑑みれば、特定最賃の意義や必要性は高まっていると思っております。公労使はその重要性を再確認して、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けて真摯な議論を尽くすべきであると思っております。

2 つ目に、特定最賃は、関係労使のイニシアティブにより設定という 2008 年の最低賃金法改正の趣旨からも、個別労使の交渉の結果として締結された企業内最低賃金協定をより尊重されるべきである。自動車（新車）小売業で働く労働者の半数近くは、自動車（新車）小売業最

賃が賃金の底支えになっていることから、その金額を引き上げることにより、組織労働者と未組織労働者、正規労働者と非正規労働者の賃金格差を是正して、雇用形態の多様化に対応した均等・均衡処遇を実現させることを目指していかなければならないと思っております。

次に、自動車（新車）小売業を支えているのは、そこに働く人である。持続的な産業や企業の競争力を維持・向上させ続けるためには、労働の質の高さに相応した労働条件を実現し、人の意欲、活力を高めていく必要があると思っております。

4つ目に、自動車産業を取り巻く環境は、足元では2年近く続く新型コロナウイルスの影響に加え、半導体不足の影響が現在も続いており、まだまだ先行きには不安要素が残っております。とりわけ一昨年秋に政府が発表しました2050年カーボンニュートラルとの野心的な目標は、自動車産業にとって大変大きな影響を与えております。こうした競争に勝ち抜いていく源が、人であり現場であることは、労使双方言うまでもないと思っております。ものづくり産業を、そしてすそ野の広い自動車産業をこれからも国内に残していくためには、人材を確保し成長させていく必要があります。人材確保のためには、賃金や企業内最賃を始めとした労働条件の向上や働き方の改善が不可欠であり、さらに産業全体の魅力を高めていかなければならない。それには、自動車産業全体が付加価値を適正に配分すべく、付加価値のWIN-WIN最適循環運動を引き続き推進していくとともに、非正規雇用で働く仲間も含めてすべての働く者を取り組みの対象に考える必要があると思っております。

次に、県内の景気の状態ということで、日銀鹿児島と九州経済研究所を書いておりますが、本日の資料の中に同じものがありますので、割愛させていただきます。

有効求人倍率ですが、新型コロナウイルス感染症により鹿児島県の7月の有効求人倍率が1.38倍、昨年が1.28倍と昨年より0.1ポイント増加している。全国平均より0.09ポイント上がっています。同じくDランクも含めて他県との有効求人倍率の差を表で示させていただきます。直近の状況では、2012年からの地賃と産別最賃の差額を記載させていただきます。また、水準的な比率で提示させてもらっています。また、昨年の地域別最賃と産別最賃の差額ということで表に示させていただきます。

主な考え方としては、冒頭述べさせていただきました。やはり今置かれている状況ということで言いますと、経済のほうも持ち直していることと、地賃の議論の中でもありましたが、この物価高の中で、どうして行こうかなというようなところがでてくると思いますし、地賃のところ、Aランク、Bランクの目安額が31円、Cランク、Dランクが30円ということで、鹿児島は32円ということでした。全国的に見ても、地域間格差の是正の観点からCDランク、特に、Dランクは目安額に対しての引き上げ額が、どの県においても逆転現象しています。地方全体の人材流出も含めて、地元をどのように盛り上げていくのかというのを心配した結果が、今年の結果になっているのではないかとと思っております。県内に地元産業として残していくべきであり、優位性を保っていきながら自動車産業の人材確保に向けて協議していかなければならないと思っております。労働者側としては、以上です。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。次に、使側からお願いいたします。

○ 中村委員

今、労側の白石委員からも話がありましたが、我々使用者側も、人が一番大事であるということは、一致するところでありまして、働いてくれる従業員、社員の方々が、働き甲斐をもって、かつ、安定的に働いてくれるからこそ、我々の業界は成り立っていると思っておりますので、ここに関するところは一致するところでもあります。

今年の最低賃金自体が、過去類を見ない状況にあるということは認識しています。一方で、自動車の販売の状況というのがでていましたが、今年に入って前年割れを続けているという状況の中で、販売店の収益は、この前半期で見るとかなり厳しいと思っております。四駆だけで見ると赤字になる販売店が全国でも相当数あるという状況にあると思います。皆さんご存じのように、半導体を含めたり、あるいは、コロナによって工場が稼働停止になったりという状況が続きました。その影響ですが、状況が完全に緩和されて、どんどん生産ができるかというところという状況ではないと思っております。我々は、私はトヨタですが、トヨタ自動車だけ見てもここ数年はこの状況が続くというか、納期がかなり遅くなる。半年は当たり前で、1年以上も車種によっては相当数あるという状況です。我々使用者側にとっては、当然これからも人を採用していくことを考えれば、しっかり全国の状況、あるいは、県の最低賃金の状況に応じて上げていきたいということはあると思いますが、一方で、今年はこの経営状況であること。あと、これはいつもお話しすることですが、まずは自動車の販売店の新車の小売業という中には、当然営業職、もしくはメカニック職、特定の技術を身に着けている人もいれば、一般的な、ここで仕事の内容を言うのもあれですが、実際ほかの業種でも同じような形でやっている事務職の方々が相当数おられる。専門的な、特に自動車の販売に関する特定の技術がなくても働ける職種も相当数あるということを見ると、そこを逆に言うと 50 円以上差がついているということが、その層の人たちは、我々が高い給料でとるということが、経営上にも厳しい状況になる。

もう1点は、離島があるということです。やはり離島は、給与水準が鹿児島県本土と比べると差があるというのは事実ですし、そこを我々が県内一律で上げることによって、離島の方々の経営状況を圧迫する。当然、後継者がいない等々を含めて廃業、もしくは、譲渡するというような事例は、毎年見ている整備事業自体が減っていることからわかりますので、そこをしっかりと、我々は、ここにいる自動車委員の2人はメーカー系の販売店ですが、それ以外の方々も当然おられますので、その方々も代表しておりますので、そこを含めて今回も話し合いができればと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 松枝部会長

ありがとうございます。ただ今、労使双方から本年度の自動車（新車）小売業最低賃金の改正審議に当たっての基本的な考え方などについて述べていただきました。

ただ今の労使各側の発言につきまして、ご意見やご質問等はございませんでしょうか。

○ 松枝部会長

よろしいでしょうか。現段階では、人が大事というところの基本的な考え方につきましては、労使双方一致をみておりますが、経済の局面の切り取り方、販売会社の経営状況、労働者の生活の確保というような考え方については、やはり立場上隔たりがあると思われるところでございますが、もし、本日、金額提示の準備がございましたら、お伺いしておければと思いますが、この点は、労側如何でしょうか。

- 白石委員
今日は、準備していません。

- 松枝部会長
使側も同様ということでもよろしいでしょうか。わかりました。

- 松枝部会長
それでは、金額提示までは今回はできないということで、本日は労使各側から基本的な考え方を述べていただくところまでとなりました。
次回には、具体的な金額提示をいただき、より踏み込んだ審議をさせていただきたいと思っております。これからもスムーズな審議ができますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 松枝部会長
それでは、次に議題6の今後の日程調整について、事務局より説明をお願いします。

- 勝田賃金室長
今年度の第2回目以降の専門部会の開催日程でございますが、皆さんにお示した日程でございますと、第2回専門部会を10月3日月曜日午前10時から、本日と同じくこの第2会議室、第3回専門部会を10月17日月曜日午前10時から、本日と同じくこの第2会議室の2つの日程を確保しておりますので、ご確認をお願いいたします。
また、第3回で結審しない場合は、第4回専門部会として10月24日月曜日を予備日としております。会場については、本日と同じくこの第2会議室となっておりますが、今、労使各側からお聞きしたところ、10月3日月曜日と10月17日月曜日に、中村委員と吉海江委員が参加できないという話でございますので、皆さん方でご検討していただきたい。
今調整している4日を生かして、これまで3回で結審していますので、予備日までいくことはありませんが、3日と17日に参加できない方がおられるので、どちらかを第2回にして、24日を第3回にすることが1つです。あと、3日も予定に入れておられると思いますので、3日に第2回専門部会を開催して、金額の具体的な議論を行ったうえで、17日、24日ではなくて別に事務局で日程調整をさせていただいて、日程が合う日に第3回目を開催するというので、どちらが可能か議論をしていただけたらと思います。以上です。

- 松枝部会長
ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、これから日程の調整をというところで、皆様方の事務局の説明に対してのご意見如何でしょうか。
1つは、3日か17日に1回行い、24日の予備日を使ってもう1回行うというのが1案。もう1つは、3日に第2回を行って、その後別の日程をこれから組むということです。できれば産業別最賃ですので、それぞれの各産業の委員の方々が参加できる日程のほうがいいのかなど思っております。事務局から何がございますか。

○ 勝田賃金室長

事務局としては、今ある4日のうち、17日を2回目、24日を第3回目として、来週の月曜日は実施しないとなります。審議状況で4回目があるかはわかりませんが、それはその時で検討していただけたらと考えています。第2回を10月17日月曜日、第3回を10月24日月曜日ということで、よろしければそうしていただきたいと考えております。

○ 松枝部会長

ただ今の事務局のご提案について、如何でしょうか。

(異議なし)

○ 松枝部会長

それでは、本専門部会の今後の開催数は、今後2回とすることで、第2回専門部会は10月17日月曜日午前10時、第3回専門部会が10月24日月曜日午前10時、場所はこの第2会議室で開催することにいたします。もし、第3回までに結論が出なかった場合には、その時の日程調整をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、議題7のその他ですが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

○ 松枝部会長

事務局から、何かございますか。

○ 勝田賃金室長

ただ今、日程の確認をしていただきましたが、当初の予定で文書を作ってきておりましたので、改めて文書は作りまして、郵送させていただきます。よろしく願いいたします。以上です。

○ 松枝部会長

それでは、最後に、議事録の確認者を指名いたします。

労側は、白石委員をお願いいたします。

○ 白石委員

はい。

○ 松枝部会長

使側は、小原委員をお願いいたします。

○ 小原委員

はい。

○ 松枝部会長

本日の専門部会は、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。